

(発行者である会社による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 第二号様式)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 外国会社による上場株券等の買付け等である場合には、本様式の記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。ただし、「第2 公開買付者の状況」の「2 経理の状況」については、企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)第七号様式記載上の注意(49)に準じて最近3事業年度について記載すること。
- b 買付け等をする上場株券等が株券預託証券である場合には、本様式の記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。

(2) 縦覧に供する場所

第22条第2項及び第3項の規定による縦覧について記載すること。

(3) 買付け等の目的

自己の株式を取得する目的等について具体的に記載すること。

(4) 定期総会又は取締役会の決議等の内容等

- a 「発行済株式の総数」欄には、公開買付開始公告を行った日の発行済株式の総数を記載すること。

なお、新株予約権証券又は新株予約権付社債を発行している場合(商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成13年法律第129号)第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券(以下(1)において「旧転換社債等」という。)を発行している場合を含む。)の「発行済株式の総数」欄に記載すべき発行済株式の総数については、当該新株予約権の行使(旧転換社債等の権利行使を含む。)によるものに限り、公開買付届出書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を注記すること。

- b 「定期総会における決議内容」欄には、当該公開買付けに係る自己の株式の取得について商法第210条第1項の規定により定期総会において決議された上場株券等に係る株式の種類、数及び価額の総額について記載すること。
- c 「取締役会における決議内容」欄には、当該公開買付けに係る自己の株式の取得について、土地再評価法第8条の2第1項に規定する取締役会の決議により決議された上場株券等に係る株式の種類、数及び価額の総額について記載すること。
- d 「その他」欄には、当該公開買付けに係る自己の株式の取得について、商法第212条第1項本文の規定による株主総会の決議若しくは定款の定め又は償還株式の消却に係る定款の定めによるものに区分して上場株券等に係る株式の種類、数及び価額の総額について記載すること。
- e 「上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等」欄には、当該公開買付けに係る自己の株式の取得についての商法第210条第1項の規定による定時総会の決議、土地再評価法第8条の2第1項に規定する取締役会の決議、商法第213条第1項の規定による株主総会の決議若しくは定款の定め又は償還株式の消却に係る定款の定めに基づいて、当該公開買付開始公告を行う日前に既に買付け等を行った上場株券等に係る株式の種類、数及び取得価額の総額を記載すること。

- (5) 買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数
- a 買付け等の期間について定めがない場合には、「買付け等の期間」欄にその旨を記載すること。
 - b 「買付け等の価格」欄には、金銭の額を記載すること。
 - c 「算定の基礎」欄には、買付価格の算定根拠を記載すること。
 - d 「超過予定数」欄には、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件を付した場合で、応募上場株券等の数の合計が買付予定数を超える場合に、その超える部分のうち買付け等をする上場株券等の数又は上場株券等に係る株式の種類ごとの数を記載すること。
- (6) 上場株券等の取得に関する許可等
- 届出日までに許可等がない場合には、「(3) 許可等の日付及び番号」は記載を要しない。この場合には、当該許可等があった時点で訂正届出書を提出すること。
- (7) 応募及び契約の解除の方法
- a 「(1) 応募の方法」には、応募の方法を具体的に記載し、募集に際し上場株券等を提供させる場合には、その方法を具体的に記載すること。
 - b 「(2) 契約の解除の方法」には、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の12第1項の規定による契約の解除の方法について具体的に記載し、令第14条の3の8で定める方法による場合には、解除書面を受領する権限を有する者の氏名又は名称及び本邦内の住所、居所又は所在地を記載すること。
 - c 応募に際し上場株券等を提供させる場合には、契約の解除があった場合の上場株券等の返還方法及び返還時期等を「(3) 上場株券等の返還方法」に記載すること。
 - d 「(4) 上場株券等の保管及び返還を行う証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地」は、応募に際し上場株券等を提供させる場合に記載すること。
- (8) 買付け等に要する資金
- a 「買付代金」欄には、買付価格に買付予定数と超過予定数との合計を乗じて得た金額を記載すること。
 - b 「買付手数料」欄には、買付け等に関して手数料を支払う場合に当該手数料の額を記載すること。
 - c 「その他」欄には、公告に要する費用、弁護士に支払う報酬等の額を記載すること。
 - d 「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」には、預金については預金の種類別に届出日前日の銀行等の終業時における残高等、借入金等については借入契約の内容、金額等を記載すること。
- (9) 決済の方法
- a 「(3) 決済の方法」には、買付代金を支払う際に買付け等の通知書の呈示を求めると等決済の方法を具体的に記載すること。
 - b 上場株券等を提供させる場合であって、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の11第1項の規定による公開買付けに係る申込の撤回及び契約の解除があった場合及び法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件を付した場合であって当該条件に基づき応募上場株券等の買付け等をしないこととなった場合には、上場株券等を郵送により返還すること等返還の方法を具体的に記載するとともに、それぞれの場合について返還開始日を記載すること。
- (10) その他買付け等の条件及び方法

- a 「(1) 法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容」には当該条件の有無及び内容を記載すること。なお、第21条第1項に規定する方法により計算した数の合計と買付け等をする上場株券等の数の合計とが異なる場合には、その異なる数の処理について特に詳細に記載すること。
- b 「(2) 公開買付けの撤回等の開示の方法」には、当該公開買付けにより当該上場株券等の買付け等を行うことが商法第210条ノ2第1項等の他の法令に違反することとなった場合には、撤回等を行うことがある旨を記載するとともに、撤回等の公告又は公表の方法を記載すること。
- c 「(3) 応募株主の契約の解除権についての事項」には、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の12の規定の内容をわかりやすく記載すること。
- d 「(4) 買付条件等の変更をした場合の開示の方法」には、買付条件等を変更することがある場合にはその旨を記載するとともに、買付条件等の変更の方法及び変更前に既に応募した者の取扱いについて記載すること。
- e 「(5) 訂正届出書を提出した場合の開示の方法」には、訂正届出書を提出した場合における公告の方法及び公開買付説明書の訂正方法について記載すること。
- f 「(6) 公開買付けの結果の開示の方法」には、公開買付期間の末日の翌日に公告又は公表を行う旨及びその方法について記載すること。

(11) 会社の概要

- a 「(1) 会社の沿革」には、創立の経緯、商号の変更、合併、増減資等による資本の変動、事業目的の変更、工場の新設等主な変遷につき簡単に記載すること。
- b 「(2) 会社の目的及び事業の内容」には、定款に記載された目的を記載し、現在営んでいる事業についてわかりやすく説明すること。
- c 「(3) 資本の額及び発行済株式の総数」には、届出日現在の資本の額及び発行済株式の総額を記載すること。

(12) 経理の状況

- a 「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)の規定により作成した財務諸表(貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書(又は損失処理計算書)に限る。以下同じ。)を記載すること。ただし、同規則第2条の規定により他の法令、準則等の定めるところにより財務諸表を作成している場合には、当該財務諸表を記載し、その旨注記すること。
- b これらの財務諸表は、最近3事業年度のもの掲げることとし、事業年度順に左側から右側に配列して記載すること。ただし、最近事業年度に係る有価証券報告書(法第24条1項に規定する有価証券報告書をいう。)の提出日以降届出書提出日までの間に半期報告書(法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。)を提出している場合には、最近3事業年度の財務諸表とともに中間貸借対照表及び中間損益計算書を掲げること。
- c 金額の表示は原則として百万円単位とすること。

(13) 株価の状況

届出日の属する月前6月間の月別及び届出日の属する月の初日から届出日の前日までの期間に区分して、次に掲げる事項を記載すること。

- a 株式が証券取引所に上場されている場合には、主要な1証券取引所の市場相場を記載し、当該証券取引所名を記載すること。
- b 株式が法第76条に規定する店頭売買有価証券として証券業協会に登録している場合には

、当該証券業協会の発表する相場を記載すること。